

## 必要書類一覧 兼 チェックシート

所属	専攻	学籍番号	氏名
<input type="checkbox"/> 教育学部 <input type="checkbox"/> 特別支援教育特別専攻科	専攻		

### 注意事項

- ・書類は黒ボールペンで記入し、消せるボールペンは使用しないこと。
- ・訂正する場合は修正液等を使わず、二重線を引き、訂正すること。
- ・本紙を添えて書類を番号順に並べ、ホチキス留めせずに提出すること。
- ・コピーする場合、A4用紙に白黒で、鮮明にまっすぐに端が欠けることがないように印刷すること。

申し込む奨学金の区分にチェックをしてください。

<input type="checkbox"/> 給付奨学金	<input type="checkbox"/> 貸与奨学金	<input type="checkbox"/> 第一種奨学金	<input type="checkbox"/> 第二種奨学金	<input type="checkbox"/> 入学時特別増額貸与奨学金
--------------------------------	--------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------------

### 1. 日本学生支援機構へ直接提出する書類(マイナンバー関係書類)

- ・マイナンバーの提出先は大学ではなく、日本学生支援機構(JASSO)です。大学では、書類の準備状況のみを確認します。
- ・スカラネット入力後、1週間以内に、「マイナンバー提出用封筒」に入れて簡易書留で郵送してください。

番号	書類名	確認事項	給付	貸与	該当に○ 非該当に× (本人記入)	不備等 (大学記入)
M1	マイナンバー提出書	申込時に、提出用封筒と一緒に交付します。事前配付のサンプルを参考に、記入すべき事項を確認してください。	必要		-	-
M2	番号確認書類(本人)		事前準備のうえ、右の欄に○・×を記入。	必要		-
M3	番号確認書類(生計維持者①)					-
M4	番号確認書類(生計維持者②)	※ひとり親家庭の場合は不要				-
M5	身元確認書類(本人)	※学生証のコピー等				-

### 2. 大学への提出書類

番号	書類名	確認事項	給付	貸与	該当に○ 非該当に× (本人記入)	不備等 (大学記入)
1	給付奨学金確認書 (兼 2019年度以前採用給付奨学金の辞退及び第一種奨学金契約変更の承諾書)	案内冊子の巻末から切り離して使用(両面必要)。住所は「現住所」を記入。	必要	-		
2-1	スカラネット入力下書き用紙【給付奨学金(貸与併用申込)用】のコピー	●記入後、全ページA4サイズで(縮小せずに)両面コピーすること。 ●提出後に内容を修正した場合は、必ず該当部分のコピーを再提出すること。	必要	必要	給付と同時申込の場合は2-1を、貸与のみ申込の場合は2-2を準備すること	
2-2	スカラネット入力下書き用紙【貸与奨学金用】のコピー	●マイナンバー提出書情報(2ページ目の申込ID、パスワード)は、マイナンバー関連書類受取時に記入すること。	-			
3	大学等への修学支援の措置に係る学修計画書(様式ハ)	大学HP掲載の様式(Word)をダウンロードし、パソコンで記入、印刷すること。	必要	-		
4	大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書(A様式I)		必要	-		
5	貸与奨学金確認書 兼 個人信用情報の取扱いに関する同意書	案内冊子の巻末から切り離して使用(両面必要)。住所は「現住所」を記入。	-	必要		

2. 大学への提出書類(続き) ※以下、該当者のみ

番号	書類名	確認事項	給付	貸与	該当に○ 非該当に× (本人記入)	不備等 (大学記入)
▶2024年度入学者						
6-1	出身高校の「調査書」(厳封)	給付と貸与を同時申込の場合は1通でよい		学部1回生のみ必要		
6-2	高卒認定試験の合格証明書又は合格成績証明書のコピー			学部1回生のうち、高卒認定試験合格者は必要		
6-3	出身大学の「成績証明書」(厳封)		—	特別支援教育特別専攻科生のみ必要		
▶申込者本人が日本国籍以外の場合						
7	在留資格・在留期間(※)が明記されている証明書(いずれか1点) ※「法定特別永住者」及び「永住者」の方については、在留期間が記載された書類の提出は必要無い。 ・在留カードのコピー ・特別永住者証明書のコピー ・住民票の写し(原本)			該当の場合、必要		
▶申込者本人が「社会的養護を必要とする人」に該当する場合						
8	18歳となるまでに児童養護施設等に入所していた又は里親による養育を受けていたことがわかる日付が記載された証明書類(いずれか1点) ・施設等在籍証明書(施設長発行)のコピー ・児童(里親)委託証明書(児童相談所発行)のコピー ・措置解除決定通知書(児童相談所発行)のコピー ・施設等在籍・退所証明書(日本学生支援機構HP掲載様式)			該当の場合、必要		
▶申込者本人又は生計維持者が、マイナンバー関係書類を提出できない場合						
9-1	マイナンバーに代わる提出書類	日本学生支援機構HP掲載様式		該当の場合、必要		
9-2	令和5年度(令和4年分)(非)課税証明書	自治体により書類の名称は異なります。				
9-3	生活保護受給証明書	生活保護受給中の生計維持者のみ				
▶生計維持者が海外に居住しており、マイナンバーにより課税情報を確認することができない場合						
10-1	マイナンバーに代わる提出書類	日本学生支援機構HP掲載様式		該当の場合、必要		
10-1	海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書	日本学生支援機構HP掲載様式				

入学時特別増額貸与奨学金の希望者は、下記にチェックしてください。

※ 入学時特別増額貸与奨学金は、家計基準における貸与額算定基準額が75,000円以下となる世帯の学生、又は日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込み、利用不可となった世帯の学生のみ貸与可能。

日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申し込み状況について

- 申し込みしていない(→後日、申し込みが必要な場合があります。申し込み手続きを確認しておいてください。)
- 申し込みした(→下のいずれかにチェックしてください)
- 結果待ち
- 「国の教育ローン」利用不可 → 入学時特別増額貸与奨学金利用可
- 「国の教育ローン」利用可 → 入学時特別増額貸与奨学金利用不可